

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008長第38号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月1日（月） 14時00分ごろ	
発生場所	佐賀県唐津市相賀埼 湊浜港1号防波堤灯台から真方位143° 0.8海里付近 (概位 北緯33° 30.8′ 東経129° 58.1′)	
事故等調査の経過	平成20年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート アテナ、7.3トン	
船舶番号、船舶所有者等	291-28633佐賀、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損（事故当時）	
事故等の経過	本船は、船長が単独で乗り組み、1人を乗せ、船首約0.65m、船尾約1.80mの喫水で、相賀埼沖において漂泊して遊漁中、同乗者との仕事の話に夢中になり、陸岸に向かって流されていることに気付かず、平成20年12月1日14時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。 本船は、翌日、離礁作業を行い、えい航され湊浜漁港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海面 平穏、潮汐 下げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、漂泊して遊漁中、船長が同乗者との仕事の話に夢中になり、周囲の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が相賀埼沖において漂泊して遊漁中、船長が同乗者との仕事の話に夢中になり、周囲の適切な見張りを行わなかったため、陸岸に向かって圧流されていることに気付かず、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	